

大阪音楽大学大学院規則

文部省校大第210号認可：1968年 3月30日
最近改定：2025年11月27日

第 1 章 総 則

- 第 1 条 大阪音楽大学学則第6条の規定に基づいて、大阪音楽大学大学院（以下、「本大学院」という。）の規則を定める。
- 第 2 条 本大学院に修士課程を置く。
- 第 3 条 本大学院は音楽芸術に関する理論、技術及びその応用を教授研究するとともに、専攻分野における高度な研究能力はもとより豊かな人間性、国際性を備えた音楽人を養成することを目的とし、そのために次の各号に掲げる人材の養成を教育目標とする。
 (1) 専門分野における高い能力を有する作曲家、音楽研究者、演奏家の養成
 (2) 音楽についての高度な実践能力と専門的かつ広い学識を有し、関連する職業等で活躍できる音楽人の養成
 (3) 文化の創造、発展に寄与することのできる広量な精神をもつ音楽人の養成
- 第 3 条の2 本大学院は教育水準の向上を図り、前条の人材養成及び教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
 2. 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の認定、実施体制等については別に定める。

第 2 章 基 本 組 織

- 第 4 条 本大学院に次の研究科を置く。
 音楽研究科
- 第 5 条 音楽研究科に次の専攻を置く。
 作曲専攻
 声楽専攻
 器楽専攻
- 第 6 条 前条に定めた各専攻に必要な研究室を置く。

第 3 章 教 員 組 織

- 第 7 条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。
- 第 8 条 研究科に研究科長を置く。
 2. 研究科長は学長が任命する。

3. 研究科長の任期は2年とする。
4. 研究科長は学長の命を受け、本大学院の学務を掌理する。

- 第 9 条 研究室に主任を置く。
2. 研究室主任は所定の手続きにより学長が任命する。
 3. 研究室主任の任期は2年とする。
 4. 研究室主任は学長及び研究科長の命を受け、研究室の業務を掌理する。

- 第 10 条 研究室に研究指導教員及び研究指導補助教員を置く。
2. 研究指導教員及び研究指導補助教員は所定の手続きにより学長が任命する。
 3. 研究指導教員及び研究指導補助教員の任期は2年とする。
 4. 研究指導教員は修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に対する指導を行うものとする。
 5. 研究指導補助教員は修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文に対する指導の補助を行うものとする。

第 4 章 運営委員会

- 第 11 条 研究科運営のため、運営委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
2. 委員会は、学長、副学長、研究科長及び各専攻研究室主任により構成する。なお、必要に応じ教育部長、学生部長等、及び他の本大学院担当教員を参加させることができる。
 3. 委員会の招集は、研究科長が行うものとする。
 4. 委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 5. 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
 6. 委員会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - (1) 大学院規則、規程に関する事項
 - (2) カリキュラムに関する事項
 - (3) 自己点検・評価に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 教員人事に関する事項
 7. 委員の任期は2年とする。
 8. 委員会に関する内規は別に定める。

第 5 章 修業年限及び学生定員

- 第 12 条 本大学院修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 第 13 条 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	作曲	2	4
	声楽	4	8
	器楽	7	14
合計		13	26

第 6 章 教育方法等

第 14 条 本大学院は、第3条に規定する教育上の目的を達成するため、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成又は特定の課題についての研究に対する指導（以下、「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2. 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

第 15 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2. 授業科目及び単位数は別表第 I のとおりとする。

3. 履修に関する規程はこれを別に定める。

4. 授業科目は次の2種類とする。

(1) 必修科目

(2) 選択科目

5. 第2項に規定する各授業科目の単位数の計算方法については、大阪音楽大学学則第34条第1項第1号から第4号の規定を準用する。

6. 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項により準用する大阪音楽大学学則第34条第1項第1号から第3号に規定する基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

第 16 条 学生は専門教育の必修科目及び選択科目をあわせて30単位以上修得し、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文の審査を受け、かつ、最終試験を受けるものとする。なお、各専攻・研究室の修得単位数については、別に定める履修規程によるものとする。

2. 学生は所属する研究指導教員の指導により研究するものとする。

3. 選択科目の履修に当たっては、あらかじめ研究指導教員の指導を受けるものとする。ただし、他専攻（他研究室を含む）に属する科目及び大学（学部）開設科目から選択する場合は、その単位数を8単位以内に限る。

4. 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院及び他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度によるものを含む。）を、委員会の審議を経て学長の決定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。なお、修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

5. 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学後に他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、委員会の審議を経て学長の決定により、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
6. 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。
7. 前3項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

第 17 条 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1学期間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2. 学修の成果及び学位論文又は特定の課題についての研究に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

第 18 条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第 7 章 課程修了の認定

第 19 条 課程修了の認定は、2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士作品又は修士演奏の試験及び修士論文の審査に合格した者に対し学長が行う。

2. 科目修了の認定については特に委員会の審議を経て学長が定めた科目については、平常の成績又は報告等により認定することができる。
3. 修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目は、第19条の2の規定の適用を受ける場合を除き、1年以上在学し、必修科目及び選択科目をあわせて第2セメスターまでに修得すべき単位を完修した者でなければ提出することができない。
4. 前項の修士作品、修士論文、又は修士演奏の審査を受けようとする者は、修了年度の指定の期日までに、修士作品の題目又は修士演奏の曲目及び修士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。なお、指定期間内に提出できなかった場合、その年度内の審査は行わないこととする。ただし、特別の事情により提出できなかった者については、委員会の審議を経て学長が追提出を認めることができる。
5. 特別の事情により試験を受けることができなかった者については、委員会の審議を経て学長が追試験を行うことができる。
6. 休学している者が学期の途中で復学したときは、当該学期の試験を受けることができない。ただし、特別の事情がある者は願い出により、委員会の審議を経て学長が受験を許可する場合がある。
7. 教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得し、修士課程修了の認定を受ければ、次の教育職員免許状を取得できる。ただし、修了時までに各々に該当する一種免許状の取得資格を有する者に限る。

中学校教諭専修免許状（音楽）

高等学校教諭専修免許状（音楽）

第19条の2 本大学院は、前条第1項の規定にかかわらず、第16条第4項の規定により、入学前に本大学院及び他大学の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、少なくとも1年以上在学するものとする。

第 20 条 各科目の単位認定は、各学期末に行い、最終試験は第4セメスター10月以降に行うものとする。

第 21 条 各科目の成績評価は、秀・優・良・可及び不可とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第 8 章 学 位

第 22 条 本大学院において、2年以上在学（第19条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）して、第16条第1項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士作品及び修士作品に関する論文、修士論文、又は修士演奏及び修士演奏に関する論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学長は委員会の意見を聴いた上で、「修士（音楽）」の学位を授与するものとする。

2. 学位に関する規則は別にこれを定める。

第 9 章 入学、休学、退学及び除籍

第 23 条 入学の時期は毎年4月とする。

第 24 条 本大学院に入学することのできる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 法令に基づき学士の学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (5) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
2. 前項第7号にいう個別の入学資格審査については、別に定める。

第 25 条 本大学院の入学志願者は指定の期日までに、別に定める出願書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 第 26 条 入学志願者については選抜試験を行う。
2. 選抜試験については別に定める。
- 第 27 条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに別に定める書類に入学金及び規定の納入金を添えて提出しなければならない。
2. 外国人にあっては、別に外国人登録証明書の写を提出しなければならない。
- 第 28 条 前条の手続きをとらない者には入学を許可しない。
- 第 29 条 誓約書に署名の保証人は、本人在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。
- 第 30 条 最長在学年限は4年とする。
- 第 31 条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上欠席しようとする者は、所定の手続きを経て休学することができる。
2. 病気のため休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。
3. 留学のため休学するときは、届け出なければならない。
4. 休学の期間は、これを在学期間に算入しない。
- 第 32 条 病気その他の理由で就学が不適当と認められる者は、委員会の審議を経て学長が休学させることができる。
- 第 33 条 休学の理由が止んだときは、復学願に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、又は休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。
- 第 34 条 休学の期間は1年以内とする。
2. 特別の理由があるときは、許可を得て更に1年を限り休学を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。
- 第 35 条 退学を希望する者は、その理由を添えて願い出なければならない。
- 第 36 条 次に掲げる各号の一に該当する者は、委員会の審議を経て学長が除籍する。
(1) 第30条に規定する最長在学年限を超過した者
(2) 学生として研究を継続することが適当でないと認められる者
(3) 授業料、施設費、在籍料を滞納し、督促を受けても納付しない者

第 10 章 奨学・奨励

- 第 37 条 将来性のある優秀な学生に対して奨学の制度を設ける。
2. この制度については別に定める。
- 第 38 条 國際化に伴う社会的音楽活動の一助として、国内外における学生の優れた

- 音楽活動を奨励し支援するための制度を設ける。
2. この制度については別に定める。

第 11 章 懲 戒

- 第 39 条 次に掲げる各号の一に該当する者は、委員会の審議を経て学長が懲戒する。
- (1) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
- (2) 性行不良で改善見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
2. 懲戒の種類は、けん責、停学及び放学とする。なお、前項第2号に該当する者については放学とする。

第 12 章 科目等履修生

- 第 40 条 本大学院の学生でない者が、本大学院の授業科目の履修を希望するときは、委員会の審議を経て学長が科目等履修生としての履修を許可することができる。
2. 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続きにより学長に願い出なければならない。
3. 科目等履修生の履修料及びその他納入しなければならない費用は、別表第Ⅲによりこれを定める。
4. 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第 13 章 授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料

- 第 41 条 授業料、施設費、入学金、在籍料、入学検定料の額は別表第Ⅱによりこれを定める。

- 第 42 条 既納の入学検定料、入学手続納入金は原則として返還しない。

第 14 章 雜 則

- 第 43 条 この規則に定めるもののほか、学生に関しては大阪音楽大学学則、学内規程及びその他の規程を準用する。

附 則

この規則は、1968年4月1日から施行する。

附 則(1977年4月1日)

この規則は、1977年4月1日から施行する。

附 則(1978年4月1日)

この規則は、1978年4月1日から施行する。

附 則(1979年4月1日)

この規則は、1979年4月1日から施行する。

附 則(1981年4月1日)

この規則は、1981年4月1日から施行する。

附 則(1982年4月1日)

この規則は、1982年4月1日から施行する。

附 則(1983年4月1日)

この規則は、1983年4月1日から施行する。

附 則(1984年4月1日)

この規則は、1984年4月1日から施行する。

附 則(1985年4月1日)

この規則は、1985年4月1日から施行する。

附 則(1986年4月1日)

この規則は、1986年4月1日から施行する。

附 則(1987年4月1日)

この規則は、1987年4月1日から施行する。

附 則(1988年4月1日)

この規則は、1988年4月1日から施行する。

附 則(1989年4月1日)

この規則は、1989年4月1日から施行する。

附 則(1990年4月1日)

この規則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

附 則(1991年4月1日)

この規則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

附 則(1992年4月1日)

この規則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

附 則(1993年12月21日)

この規則は、1993年4月1日から施行する。

1990年4月1日前に在学した者が1990年4月1日以後に修了する場合の教員養成課程は、1989年度規則に定める課程による。

附 則(1994年4月1日)

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1995年4月1日)

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則(1996年4月1日)

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則(1997年4月1日)

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(1998年4月1日)

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(1999年4月1日)

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則(2000年4月1日)

この規則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2001年4月1日)

この規則は、2001年4月1日から施行する。

2001年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2002年4月1日)

この規則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2003年4月1日)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2004年4月1日)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2005年4月1日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2006年4月1日)

この規則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2008年4月1日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2009年4月1日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2010年4月1日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2011年4月1日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2012年4月1日)

この規則は、2012年4月1日より施行する。

2012年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2013年4月1日)

この規則は、2013年4月1日から施行する。

2013年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則(2015年4月1日)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。ただし、第11条、第16条、第19条、第32条、第36条、第39条、第40条については、在籍する全学生に適用する。

附 則 (2016年4月1日)

この規則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則 (2018年4月1日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年4月1日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。

2019年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。ただし、第31条第3項については、在籍する全学生に適用する。

附 則 (2021年4月1日)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

2021年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。ただし、第16条については、在学する全学生に適用する。

なお、別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2021年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する全学生に適用するものとする。

附 則 (2022年4月1日)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

2022年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則 (2023年4月1日)

この規則は、2023年4月1日から施行する。

2023年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

附 則 (2025年11月27日)

この規則は、2025年11月27日から施行し、2025年4月1日から適用とする。

2025年3月31日以前に大阪音楽大学大学院音楽研究科に在籍する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

別表第 I (第15条関係) 大学院(音楽研究科)専攻別履修表

1. 作曲専攻

授業科目名	履修区分別単位数		備考
	必修	選択	
作曲研究 I	3		
作曲研究 II	3		
作曲研究 III	4		
作曲研究 IV	4		
音楽学研究 I	3		
音楽学研究 II	3		
音楽学研究 III	4		
音楽学研究 IV	4		
修士リサイタル	2		
作曲法特殊研究 作品研究 (西洋) A		1	
作曲法特殊研究 作品研究 (西洋) B		1	
作曲法特殊研究 作品研究 (西洋) C		1	
作曲法特殊研究 作品研究 (西洋) D		1	
作曲法特殊研究 作品研究 (日本) A		1	
作曲法特殊研究 作品研究 (日本) B		1	
音楽学特殊研究 A		2	
音楽学特殊研究 B		2	
音楽学特殊研究 C		2	
音楽学特殊研究 D		2	
作曲楽書研究 A		1	
作曲楽書研究 B		1	
作曲楽書研究 C		1	
作曲楽書研究 D		1	
音楽研究実習 A I		1	
音楽研究実習 B I		1	
音楽研究実習 A II		1	
音楽研究実習 B II		1	
管弦楽作品研究 A I		1	
管弦楽作品研究 B I		1	
管弦楽作品研究 A II		1	
管弦楽作品研究 B II		1	
文献研究 A I		1	
文献研究 B I		1	
文献研究 A II		1	
文献研究 B II		1	
音楽学合同研究演習 A		1	
音楽学合同研究演習 B		1	
芸術文化の諸相 A		1	
芸術文化の諸相 B		1	
芸術文化の諸相 C		1	

芸術文化の諸相D		1		
現代音楽演習A I		1		
現代音楽演習B I		1		
現代音楽演習A II		1		
現代音楽演習B II		1		
他専攻の授業科目)	8	
大学（学部）開設科目				
合 計	2	76		

2. 声楽専攻

授 業 科 目 名	履修区分別単位数		備 考
	必 修	選 択	
声楽研究 I	3		
声楽研究 II	3		
声楽研究 III	4		
声楽研究 IV	4		
修士リサイタル	2		
歌劇曲研究 A I		1	
歌劇曲研究 B I		1	
歌劇曲研究 A II		1	
歌劇曲研究 B II		1	
リブレット研究 A		1	
リブレット研究 B		1	
舞台言語表現法 A		1	
舞台言語表現法 B		1	
歌曲研究 (ドイツ) A I		1	
歌曲研究 (ドイツ) B I		1	
歌曲研究 (ドイツ) A II		1	
歌曲研究 (ドイツ) B II		1	
歌曲研究 (日本) A I		1	
歌曲研究 (日本) B I		1	
歌曲研究 (日本) A II		1	
歌曲研究 (日本) B II		1	
歌曲研究 (宗教曲・重唱) A I		1	
歌曲研究 (宗教曲・重唱) B I		1	
歌曲研究 (宗教曲・重唱) A II		1	
歌曲研究 (宗教曲・重唱) B II		1	
歌唱表現特別研究 I		1	
歌唱表現特別研究 II		1	
声楽特別研究 A		1	
声楽特別研究 B		1	
演技演出研究 A I		2	
演技演出研究 B I		2	

演技演出研究A II		2		
演技演出研究B II		2		
オペラ研究A I		2		
オペラ研究B I		2		
オペラ研究A II		2		
オペラ研究B II		2		
演技研究A I		1		
演技研究B I		1		
演技研究A II		1		
演技研究B II		1		
修士演奏資料研究A		1		
修士演奏資料研究B		1		
修士演奏資料研究C		1		
修士演奏資料研究D		1		
芸術文化の諸相A		1		
芸術文化の諸相B		1		
芸術文化の諸相C		1		
芸術文化の諸相D		1		
ドイツ語発語法A		2		
ドイツ語発語法B		2		
現代音楽演習A I		1		
現代音楽演習B I		1		
現代音楽演習A II		1		
現代音楽演習B II		1		
他専攻の授業科目		8		
大学（学部）開設科目				
合 計	16	68		

3. 器楽専攻

授 業 科 目 名	履修区分別単位数		備 考
	必 修	選 択	
ピアノ研究 I		3	
ピアノ研究 II		3	
ピアノ研究 III		4	
ピアノ研究 IV		4	
管楽器研究 I		3	
管楽器研究 II		3	
管楽器研究 III		4	
管楽器研究 IV		4	
弦楽器研究 I		3	
弦楽器研究 II		3	
弦楽器研究 III		4	
弦楽器研究 IV		4	

打楽器研究 I		
打楽器研究 II		
打楽器研究 III		
打楽器研究 IV		
修士リサイタル	2	
ピアノ特別研究 A I		3
ピアノ特別研究 B I		3
ピアノ特別研究 A II		4
ピアノ特別研究 B II		4
管弦打特別研究 A I		1
管弦打特別研究 B I		1
管弦打特別研究 A II		1
管弦打特別研究 B II		1
ピアノアンサンブル研究 A		1
ピアノアンサンブル研究 B		1
室内楽研究 (管楽器) A		1
室内楽研究 (管楽器) B		1
室内楽研究 (弦楽器) A		1
室内楽研究 (弦楽器) B		1
歌曲伴奏法 A		1
歌曲伴奏法 B		1
室内楽研究 A I		1
室内楽研究 B I		1
室内楽研究 A II		1
室内楽研究 B II		1
オーケストラ A I		2
オーケストラ B I		2
オーケストラ A II		2
オーケストラ B II		2
吹奏楽 A I		2
吹奏楽 B I		2
吹奏楽 A II		2
吹奏楽 B II		2
ピアノ曲分析 A I		1
ピアノ曲分析 B I		1
ピアノ曲分析 A II		1
ピアノ曲分析 B II		1
管楽曲分析 A I		1
管楽曲分析 B I		1
管楽曲分析 A II		1
管楽曲分析 B II		1
弦楽曲分析 A I		1
弦楽曲分析 B I		1
弦楽曲分析 A II		1
弦楽曲分析 B II		1

打楽曲分析 A I			1	
打楽曲分析 B I			1	
打楽曲分析 A II			1	
打楽曲分析 B II			1	
修士演奏資料研究 A			1	
修士演奏資料研究 B			1	
修士演奏資料研究 C			1	
修士演奏資料研究 D			1	
外国語研究 A			1	
外国語研究 B			1	
芸術文化の諸相 A			1	
芸術文化の諸相 B			1	
芸術文化の諸相 C			1	
芸術文化の諸相 D			1	
現代音楽演習 A I			1	
現代音楽演習 B I			1	
現代音楽演習 A II			1	
現代音楽演習 B II			1	
他専攻の授業科目)	8	
大学（学部）開設科目				
合 計	2	130		

別表第II(第41条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料及び入学検定料の金額

	金額	摘要
授業料	1,310,000円	年額（各年度適用）
施設費	400,000円	年額（各年度適用）
在籍料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額（各年度適用）
入学金	200,000円	
入学検定料	35,000円	

別表第III(第40条関係) 科目等履修生の納付金

出願料		10,000円
履修料	講義	1単位に付 20,000円
	演習	1単位に付 40,000円
	実習	1単位に付 40,000円